

三原市本庁舎広告付き地図情報等案内機器設置事業仕様書

1 事業名称

三原市本庁舎広告付き地図情報等案内機器設置事業

2 事業場所

三原市本庁舎（三原市港町三丁目5番1号）1階エントランスほか

※「別紙 本庁舎参考図面」を参照すること。

3 事業期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。ただし、協定書締結日から事業開始の日の前日までは、機器の設置・調整、広告主募集等に伴う準備期間とする。なお、事業期間満了後に機器等を撤去する場合、その期間も事業期間に含むものとする。

4 事業の概要

- (1) 本庁舎1階エントランスに、市政情報・庁内行事予定、庁舎案内、地図情報、広告などを表示する機器を設置するとともに、機器の保守管理を実施する。
- (2) 地図情報等の機器に付属して、本庁舎内の市民利用スペースの一部に、来庁者（市民）向けの公衆無線LAN設備を整備するとともに、設備の保守管理を実施する。
- (3) 行政財産使用料及び広告料（提案価格に消費税及び地方消費税額を加えた金額）、広告掲載機器等の電気使用料（実費相当額）を市へ納入する。

5 機器の仕様

(1) 範囲

本庁舎1階エントランス北側の壁面（高さ1,400mm、幅3,500mm、奥行150mm）

※ 壁面に機器を収納すること。

(2) 構成

次のような複数の機器を配置し、壁面を一体で構成すること。なお、モニターの有無、モニター数等は各社の提案によるものとし、各モニターに表示する情報は、協定締結後に、市及び事業者が協議し決定するものとする。

＜現在の状況＞

モニター①（市政情報・庁内行事予定）

モニター②（庁舎案内）

モニター③（広告等）

地図情報・広告パネル（内照式）

(3) 電気使用設備

ア 電気を使用する設備は、照明光源のLED採用、調光器による明るさ調整への対応など、省エネルギー対策を講じること。

イ 原則、開庁時間のみ使用するものとし、タイマー等による電照時間の自動制御に対応していること。

ウ 電気使用料の算出方法を明確にできるようにすること。

（消費電力量及び使用時間、電力量単価に基づく推計を含む。）

(4) 設置及び施工方法

- ア 使用材料は、安全で環境に配慮したものを採用すること。
- イ 来庁者の通行及び職員の用務の妨げにならないよう十分配慮し、当市担当者と協議し、了承を得た上で設置すること。
- ウ 筐体の角や縁が鋭利とならないように加工すること。
- エ 周囲と調和のとれた色合い・デザインとなるよう十分に配慮すること。
- オ 機器の設置に当たっては、当市担当者と協議を行い、承認を受けた後に行うこと。
また、設置作業及び設置後の安全には十分配慮すること。
- カ 機器に付属して、来庁者向けの公衆無線 LAN 設備を整備すること。
(詳細は「7 公衆無線 LAN 設備の仕様」を参照すること。)
- キ 機器に付属して、パンフレットラックを設置する場合は提案すること。

6 掲載情報

- (1) 来庁者等に対し、市政情報、庁舎内行事予定、地図情報等を効果的に発信し、市民サービスの向上を図るため、表示内容について提案すること。
- (2) 掲載情報については、事前に当市担当者と協議し、設置事業者の負担において製作すること。なお、市政情報・庁内会議予定など、職員による製作が望ましい情報については、テンプレートや入力装置を用意し、職員が容易に製作できるように配慮すること。
- (3) 表示内容について、常に最新の情報を掲示し、情報に誤りが生じないように、設置事業者において常にチェックし随時情報の更新を行うこと。
- (4) 表示内容について、当市から指導又は指示があった場合は、それに従い適切に対応すること。
- (5) 表示内容に伴いトラブルが発生した場合は、当市の責めに帰すべき理由がある場合を除き、設置事業者において迅速・適切に対処すること。
- (6) 市政情報等の表示方法について、障害のある方に配慮したバリアフリー仕様とすること。

7 公衆無線 LAN 設備の仕様

(1) 設置場所

- ア 機器に付属して、原則、次の 6 箇所をカバーする設備を設置する。

8 階 会議室 801・802

1 階 エントランス

2 階 会議室 201

3 階 会議室 301・302

5 階 会議室 501・502

6 階 会議室 601・602

※上から順番に、設置の優先順位が高い

- イ 設置箇所は 2 箇所以上とする。なお、6 箇所すべてに設置が困難な場合、設置が困難な箇所への設置方法について、市及び事業者で協議するものとする。

(2) 設置費用

- ア 公衆無線 LAN 設備の設置に係る費用及び運用費用は、全て事業者の負担とする。
- イ 設置場所が 6 箇所に満たない場合、設置が困難な箇所への設置方法について、市及び事業者で協議するものとする。

(3) 保守管理

利用者からの問合せ、公衆無線 LAN 設備の運用に係る保守管理等については、全て事業者の責任と負担において対処すること。

(4) 機器及び機能

- ア 国内の通信サービス事業者と契約していない者（訪日外国人を含む。）であっても、公衆無線 LAN を利用して、無料でインターネットに接続できるサービスを提供すること。
- イ 利用者の接続時に、利用規約等に同意させ、必要な認証を行った上で利用できるものであること。認証方法は、利用者の利便性に配慮すること。（多言語への対応を希望する。）
- ウ SSID の名称は、わかりやすさに配慮し、市と協議し決定すること。
- エ ウイルス対策や有害情報のフィルタリング、利用者・アクセスポイント間の通信の暗号化、利用者間の不正アクセスの防止など、公衆無線 LAN 設備を運用する上で十分なセキュリティを事業者の責任と負担において確保すること。
- オ 認証後の画面への三原市ホームページのリンク挿入、1 日の接続可能回数の無制限化、定期ログレポートの市への提出などのサービスを希望するが、対応の可否は事業者の提案によるものとする。
- カ 庁舎の開庁日時等に併せて、利用可能時間帯を制限できること。

8 機器等の運用

(1) 操作説明等

- ア 導入する機器の操作マニュアルを作成するとともに、当市担当職員に説明すること。
- イ 機器の使用方法等に関し、市からの要請に応じて、適宜、電子メールや電話等により助言を行うこと。

(2) 運用

- ア 設置事業者において、業務責任者を指定し、業務責任者は常時連絡がとれるよう体制を整備すること。
- イ 機器及び広告を原因とした事故・トラブルに対し、来庁者等から苦情や損害賠償の請求がなされた場合は、設置事業者の責任及び負担にて解決し、内容について速やかに当市に報告すること。
- ウ 破損等による修繕、掲載情報や広告内容の変更等のメンテナンス及び更新を定期的に行うこと。
- エ 機器メンテナンスや仕様変更等により庁舎内で作業が発生する場合は、事前に当市担当者と日程調整を行うこと。
- オ 撤去の際は、原状回復すること。
- カ 機器の設置位置、掲載内容等に対し、当市から軽微な移設や内容等の指導又は指示があった場合は、それに従い適切に対応すること。

9 広告掲載

- (1) 掲載する広告は、三原市広告掲載取扱要綱及び三原市広告掲載取扱要綱に係る運用基準を遵守するとともに、掲載前に、市の承認を得たもののみ掲載するものとする。
- (2) 掲載する広告募集に当たり、事業者自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を与えないよう十分配慮すること。

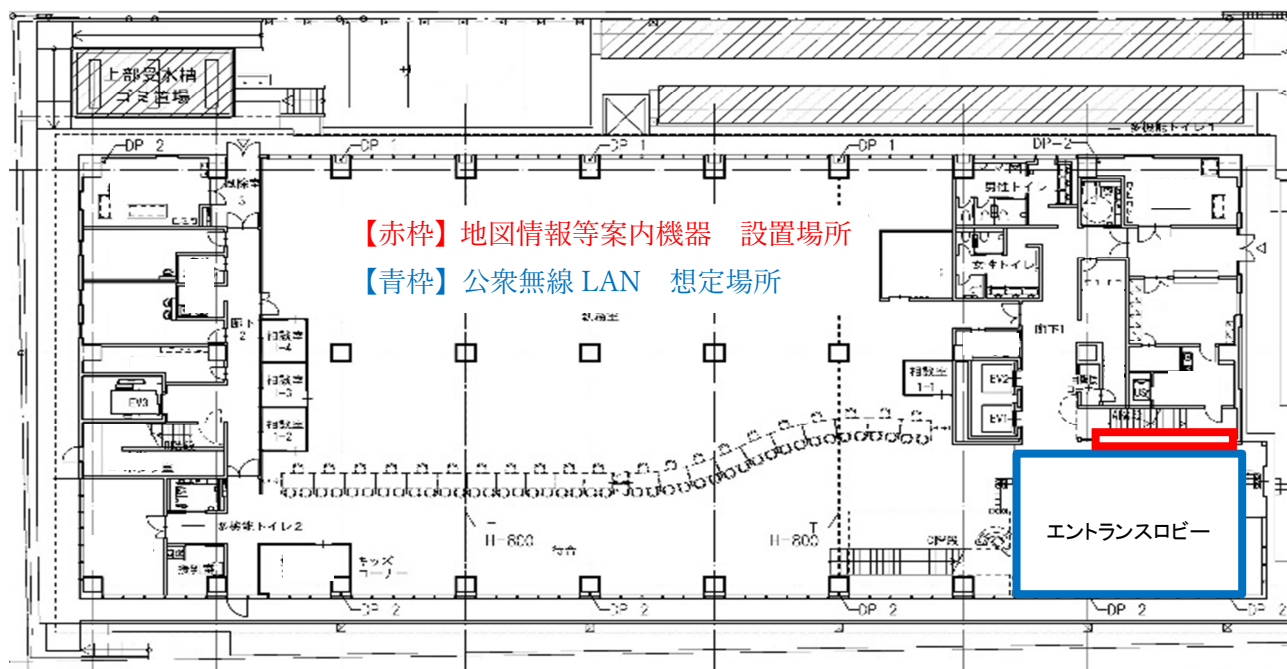
1 0 行政財産の使用許可及び費用負担

- (1) 事業者は、機器等の設置に関し、三原市庁舎等管理規則に基づく使用許可を受けること。
- (2) 事業者は、次の3つの費用を毎年度、市へ納入すること。
 - ア 行政財産使用料（各年度の市基準額による。）
 - イ 広告料（提案価格－「ア 行政財産使用料」）
 - ウ 広告掲載機器等の設置に係る電気使用料（実費相当額）
- (3) 機器等の保守管理費のほか、設置、修理、撤去、軽微な移設等に係る費用は全て事業者が負担するものとする。機器の増設や大規模な移設等に係る費用は、市と事業者が協議の上決定するものとする。

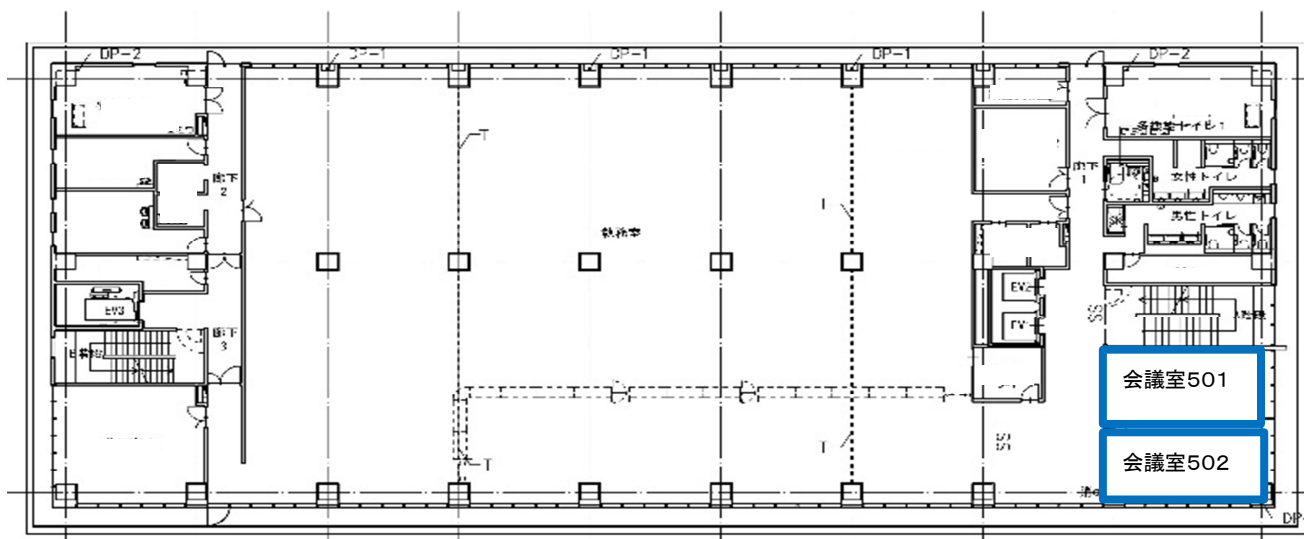
1 1 その他

- (1) 庁舎のレイアウト変更及び組織機構の見直し等によって、機器の設置場所・構成等の変更又は増設を行う場合がある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市及び事業者が協議し定めるものとする。

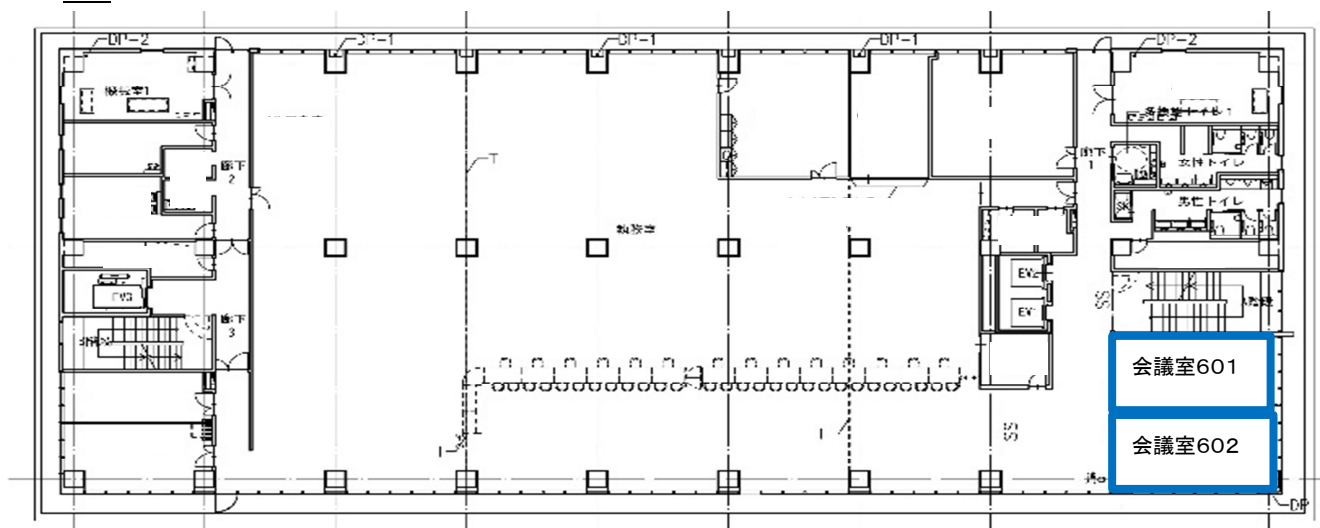
別紙 本庁舎参考図面



5階



6階



8階

